

## 「道民カレッジ本部連絡会議」傍聴要領

(平成 28 年 9 月 14 日道民カレッジ本部決定)

- 1 ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ(道民カレッジ)事業実施要綱第5に基づき、会議の傍聴に係る取扱いを定めるものとする。
- 2 傍聴を希望する方は、事前に電話等で申し込みいただくか、当日、会議開催予定時刻までに会場入口付近の受付で、氏名・住所を受付簿に記入し、本部事務局長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入場してください。
- 3 傍聴は10人以内とし、受付の先着順で、定員になり次第締め切ります。ただし、報道関係者の取材については、別に許可します。
- 4 傍聴に当たっての遵守事項  
傍聴される方は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を遵守してください。
  - (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、私語等は慎み、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
  - (2) 会議中において、飲食(軽飲料を除く。)及び喫煙などはできません。
  - (3) 会議中において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、本部事務局長が認めた場合は、この限りではありません。
  - (4) その他会議中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
- 5 傍聴することができない方
  - (1) 酒気を帯びていると認められる方。
  - (2) 会議の妨害になると認められるものを携帯している方。
  - (3) 前二号のほか、部会長が傍聴を不適當と認める方。
- 6 会議の秩序の維持
  - (1) 上記のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。おわかりにならないことがあれば、事務局にお聞きください。
  - (2) 傍聴される方が、以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、本部事務局長の指示により退場していただく場合があります。